

## 逮捕状請求書 (甲)

平成21年7月10日

千葉地方裁判所  
裁判官 殿

千葉西警察署

刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員

警部 中山 智宏 印

下記被疑者に対し、  
逮捕状の発付を請求する。

名誉毀損

被疑事件につき、

記

## 1 被疑者

氏名 橋本 和憲 (はしもと かずのり)  
年齢 昭和13年6月30日生 71歳  
職業 不詳  
✓ 住居 不詳



## 2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

## 3 引致すべき官公署又はその他の場所

千葉西警察署又は逮捕地を管轄する警察署

## 4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

## 5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

|               |    |
|---------------|----|
| (1) 身辺捜査報告書   | 1通 |
| (2) 告訴状       | 1通 |
| (3) 参考人供述調書   | 2通 |
| (4) 証拠品の精査報告書 | 8通 |
| (5) その他関係書類   |    |

## 6 被疑者の逮捕を必要とする事由

被疑者は住居不詳の単身者であり、本件は共犯被疑者と共謀し、幾度となく執拗に犯行を取行していることから、被疑者が捜査を察知すれば、共犯者と通謀し、逃走及び罪証隠滅、被害関係者に対する報復等を図る虞が認められるため、逮捕状の発付を得て事案を解明する必要がある。

## 7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

## 8 30万円 (刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円) 以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

## 9 被疑事実の要旨

別紙1記載のとおり